

令和2年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和2年11月25日（水）
午後1時55分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会
大会議室（センタープラザ18階）

令和2年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和2年11月25日(水)午後1時55分～午後2時55分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(3名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)

副理事長 岡田康裕 (加古川市長)

専務理事 森博城

(2) 書面出席(8名)

副理事長 庵口典章 (佐用町長)

理事 石井登志郎 (西宮市長) (代理) 国民健康保険課長 北出美穂

越田謙治郎 (川西市長)

仲田一彦 (三木市長) (代理) 健康福祉部長 岩崎国彦

清元秀泰 (姫路市長) (代理) 市民生活部長 室井靖彦

多次勝昭 (朝来市長)

守本憲弘 (南あわじ市長) (代理) 市民福祉部副部長兼長寿・保険課長 齋藤浩二

河野勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺田利樹

(3) 説明のため出席した者の職氏名(10名)

事務局長 永井克典 参与(中期経営計画推進担当) 宮西一夫

総務部長 入江健介 審査部長 宮崎勝也

保険者支援部長 細目久一 総務課長 久保誠

財務室長 工藤恵 出納課長 山中理恵

介護福祉課長 藤川雅信 事業課長 草田康史

5 議 事

(協議事項)

- (1) 令和3年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)について
- (2) 審査支払手数料等について
- (3) 健全な財政運営の推進に向けた今後の協議等について
- (4) 令和3年度県予算編成に係る要望について

(報告事項)

令和2年度中間監査の結果について

6 会議の概要

開 会	久保総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒 井 隆 明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒 井 隆 明 理事長
出席者の報告	久保総務課長から報告を行った。 出席者 3 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、岡田副理事長が指名された。 議事録署名人 岡 田 康 裕 副理事長
議 事	永井事務局長から説明及び報告を行った。 ・協議事項 (4 件) ・報告事項 (1 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

久保総務課長

定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただ今から、令和2年度第4回理事会を開会いたします。

酒井理事長

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長からご挨拶を申し上げます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年度第4回理事会のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては、公務ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、連合会を取り巻く状況といたしましては、国におきまして、9月に支払基金と国保連合会の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な内容を検討する「審査支払機能の在り方に関する検討会」が設置され、年度内を目途に意見を取りまとめる予定となっております。

この意見の結果次第では、本会の事業内容にも大きな影響を及ぼす可能性もあることから、本会におきましては、この「在り方に関する検討会」の動向を注視してまいります。

次に本会の新たな取組といたしまして、感染症予防対策の観点から三密を回避するため、Web会議システムを令和3年度から運用できるよう、現在作業を進めているところです。

今後、このWeb会議システムを効果的に活用することで、より一層の情報交換や意思疎通の迅速化を図るとともに、会場への移動時間と費用の節減を図ってまいります。

なお、Web会議システムの概要につきましては、机上配付しております「Web会議システムの導入について」のとおり取りまとめておりますので、後程、ご確認いただきますようお願いいたします。

今後も本会といたしましては、保険者の皆様方の信頼のもと、審査支払機関として、また、保険者の共同体として、役職員一丸となって、国民健康保険制度等の円滑かつ健全な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、理事の皆様方には、引き続き、格別のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

本日は、令和3年度の「本会の事業計画案」など、計4件について、ご協議いただくこととしております。

なお、この協議内容につきましては、先般、開催いたしました介護保険代表者協議会、支部代表者協議会で協議を行い、協議結果については、机上配付しております「令和2年度代表者協議会の協議結果等について」のとおり取りまとめておりますので、後程、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、報告事項としまして、「令和2年度中間監査の結果について」をご報告

させていただきたいと存じます。

限られた時間ではありますが、適切なるご審議、ご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

久保総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

酒井議長

規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長をお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

久保総務課長

理事定数は 11 名でございます。

本日の出席者 3 名、代理出席を含め書面出席 8 名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第 35 条の規定により、議長が指名することになっておりますので、加古川市長の岡田副理事長さんをお願いいたします。

岡田副理事長

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

協議事項 1「令和 3 年度兵庫県国保連合会の事業計画（案）について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

事務局長の永井でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、右上、協議事項資料 1「令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」をお願いいたします。

「第 1 基本方針」でございますが、内容を要約させていただきますと、前段からは、本会が保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすため、基幹業務である審査支払業務の効率的・効果的な審査の推進、また、共同電算処理事業や保健事業の実施により、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種保険者支援事業を展開してきたことを記載しております。

次の段落の「また」からは、平成 30 年 8 月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2018」を策定し、審査支払機関改革に対応した診療報酬審査支払業務の強化や国のデータヘルス改革の推進に伴う被保険者番号の個人単位化等、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組むとともに、保険者の期待に十分応えていくよう努めていくこと、次の段落「さらに」からは、令和元年 5 月 22 日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の

一部を改正する法律」において、国保連合会の具体的な業務内容として、「診療報酬の審査支払業務」及び「第三者行為損害賠償求償事務」等の業務規定の明文化、データ分析等に関する業務の追加として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」の明確化などが令和2年10月1日から施行されたことに伴い、より一層、審査支払機関としての機能強化を図ってまいります。

一方、国におきましては、社会保険診療報酬支払基金と国保連合会の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な内容を検討する「審査支払機能の在り方に関する検討会」が令和2年9月に設置され、今後、支払基金と国保連合会との審査結果の差異の解消やシステムの整合性等について議論されることから、本会においても動向を注視してまいります。

なお、この「在り方に関する検討会」の開催要綱と今後の進め方等につきまして、右上「別紙」といたしまして、机上配付させていただいておりますので、後程、ご確認いただきますようお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

令和3年度の本会の事業運営にあたっては、これまでの取組はもとより、新たな状況にも的確に対応していくため、「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を踏まえながら、審査支払機関として、これまで以上に審査支払業務の円滑な実施と機械チェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むこととします。

また、保険者の共同体として、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」を踏まえた各種共同事業、「保険者努力支援制度」に重点を置いた保健事業の展開、「第5期介護給付適正化計画」等を踏まえた介護給付適正化システムの活用を中心とした保険者支援を検討・実施するなど、保険者支援事業の充実を図るため、関係団体等と連携・協働を図りながら推進してまいります。

さらに、令和2年度から対応しております三密の回避をはじめとした感染症予防対策等、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、良質の保険者サービスを確保した中で、各種事務事業の見直しと経費削減に努めながら、国保総合システム等の各種電算システムの安定的な運用を図るとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、今後の国保連合会に必要な幅広い視野と専門知識を有した人材を育成するなど、効率的な運営体制の確立に努めてまいります。

なお、今申し上げました課題に対応するため、本会においては、「中期経営計画（第5次）」を令和元年度から3か年の計画期間で策定し、適切な進行管理及び課題整理を行ってまいります。

3ページをお願いいたします。

「第2 事業の推進について」でございます。

令和3年度の事業については、先程の基本方針を基に次の事項を主として推進してまいります。

「1 審査支払業務の充実・強化」についてでございますが、「(1) 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」、「ア 診療報酬等審査支払業務の充実・強化」については、診療報酬等の審査を適正かつ効率的に行うため、診療報酬審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、審査委員による審査担当職員研修などを実施し、審査担当職員の審査業務能力の向上を図ることにより、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、一次審査の請求内容及び保険者再審査容認項目の分析によるコンピュータチェックの設定を行い、目視点検と組み合わせた審査事務共助を実施してまいります。

「イ 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充」については、「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2018」に基づき、審査業務の効率化・高度化に積極的に取り組むため、コンピュータチェックによる審査の拡充を進めてまいります。

また、国保中央会が公開しているチェックルールを設定することにより、審査精度の向上及び審査基準の統一化を図ってまいります。

「ウ 療養費等審査支払業務の充実・強化」については、柔道整復施術療養費の審査を適正かつ効率的に行うため、柔道整復施術療養費審査会の円滑な運営を行うとともに、柔道整復施術機関に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、柔道整復施術機関に対し、療養費支給申請書の不備に関する留意事項等を通知することにより、適正な療養費支給申請書の提出促進を図ってまいります。

「(2) 介護給付費等審査支払業務の充実・強化」、「ア 審査の充実・強化」については、介護給付費等の審査を適正かつ効率的に行うため、介護給付費等審査委員会の円滑な運営を行うとともに、事業所に対して迅速で確実な支払を行ってまいります。

また、事業所の安定運営の支援等のため、県・保険者には事業所台帳等の整備について協力いただくとともに、本会においては、事業所からの正しい請求がなされるよう、事業所が事前にエラー分の修正を可能とする仕組みとして、インターネット請求事業所を対象とした事前審査を実施することにより、給付明細書の返戻減少に取り組んでまいります。

4 ページをお願いいたします。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」、「ア システムチェックの充実・強化」については、段階的に行われる一次審査におけるシステムチェックの充実・強化について、県・市町と連携を図り、各種台帳の整備を進めるとともに、正しい請求がなされるよう、事業所への周知に努めてまいります。

「2 保険者支援事業の充実・強化」についてでございますが、「(1) 共同事業等の積極的な推進」、「ア 国保保険者事務共同電算処理業務等の実施」については、医療費適正化の支援並びに保険者における事務の効率化や負担軽減を図るため、後発医薬品差額通知や特定健診等に要する費用決済及び特定健診等データ管理・共同処理事業、高額介護合算療養費支給額計算等処理業務等の共同事業について、保険者ニーズを踏まえた確に実施してまいります。

「イ オンライン資格確認の開始に伴う保険者支援業務の実施」については、令和3年9月診療分、10月審査から開始するオンライン資格確認によるレセプト振分・分割に伴い、資格エラーとなっている双子チェックや性別、生年月日の不一致等について、被保険者情報を基に本会が修正するなど、保険者が実施する資格点検業務や高額療養費支給額計算等処理の効率化を図るために実施してまいります。

「ウ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理の実施」については、自動車事故、自転車事故、ペット噛傷、食中毒、けんか等の第三者行為について、加害者（第三者）の任意保険等の加入の有無に関わらず、第三者行為により生じた医療費及び介護給付費等の損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、保険者における求償事案発見を支援するため、レセプトに記載された第三者行為情報を提供するとともに、県と連携し、第三者行為求償アドバイザーによる研修会を開催するなど、保険者の求償事務の取組を支援してまいります。

「エ 介護給付適正化支援業務等の実施」については、保険者における介護給付適正化事業の支援として、介護給付適正化システムで作成される給付実績を活用した情報を提供するとともに、介護給付適正化システムを活用・促進するための担当者研修会を実施してまいります。

また、縦覧点検・医療情報との突合点検の実施、第三者行為が疑われる受給者情報を提供してまいります。

なお、令和3年度においては、縦覧点検・医療情報との突合点検内容を拡充するとともに、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標により、介護保険者でのより一層のKDBシステムの活用方法等について検討するため、「介護給付適正化等検討会（仮称）」を設置し、担当者の具体的

な意見を取りまとめ、令和4年度の開発に向けて検討を進めてまいります。

「オ 介護サービス苦情処理業務の実施」については、事業所において、利用者に対し適正な介護サービスが実施されるよう、介護サービス利用者等から寄せられた苦情申立等について、公正かつ適正に審議する介護サービス苦情処理委員会を円滑に運営するとともに、事業所への調査や指導・助言を的確に行ってまいります。

また、介護サービス利用者等からの通報や相談等の情報を県・保険者に提供するとともに、担当者研修会の実施により保険者の苦情処理業務を支援してまいります。

「(2) 保健事業等の積極的な展開」、「ア 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施」については、「糖尿病性腎症重症化予防」、「特定健診受診率の向上」等、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会（保健事業コーディネータ）が各保険者の保健事業実施上の課題等を把握し、専門家（保健事業支援・評価委員会）との連携、在宅保健師との連携等により、各保険者に合わせた助言や支援を行ってまいります。

また、データヘルス計画や個別保健事業の実施状況等、PDCA サイクルに沿った評価が求められることから、専門家によるデータ評価に関する研修会の開催や保健事業コーディネータによる KDB システム及び KDB 補完システム（以下「KDB システム等」といいます。）の具体的な活用方法に関する説明会など、保険者ニーズを踏まえ、保険者の保健事業の円滑な実施を支援してまいります。

「イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施」については、令和2年度から開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう、KDB システム等によるデータ活用方法、事業の取組結果に対する評価手法等に関する担当者研修会を実施してまいります。

また、先進的に取り組む市町村の好事例を共有するとともに、各市町における一体的実施を支援してまいります。

「ウ KDB システム等によるデータ分析の実施」については、KDB システム等の活用により、レセプトや特定健診情報等、被保険者の保健医療の向上に資する情報の整理及び分析を行い、保険者と情報共有してまいります。

また、保険者での KDB データ活用や評価・分析等をより効率的・効果的に実施するため、「KDB 補完システムカスタマイズ検討会」において、保険者ニーズを把握するとともに、県の「都道府県ヘルスアップ支援事業」の受託により、KDB 補完システムの機能改修を行ってまいります。

6 ページをお願いいたします。

「3 効率的な運営体制の確立」についてでございますが、「(1) 各種電算システムの円滑稼働」、「ア 国保中央会開発システムの導入及び運用」については、国が推進するオンライン資格確認等システムの「レセプト振替機能」が令和3年10月から運用開始することに伴う国保総合システム等の対応や令和6年度に予定している次期国保総合システム更改に向けた導入準備を計画的に実施してまいります。

また、その他の国保中央会開発システムにおいては、今後も引き続き適切な運用と安定稼働に努めてまいります。

「(2) 持続可能な組織運営体制」、「ア 健全な財政運営の推進」については、規制改革実施計画の推進に伴い、国に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」において検討されている「支払基金新システムの共有化」など、今後の国等の議論の結果により、国保中央会負担金の見直し等、保険者の負担増も想定されます。

これら情勢の変化に的確に対応するとともに、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し、健全な財政運営を目指してまいります。

「イ ICT を活用した事業運営の効率化」については、Web 会議システムの導入・活用やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の実証実験を実施し、事業運営の効率化に取り組んでまいります。

Web 会議システムの導入については、別に「参考1」として資料を配付しておりますが、新型コロナウイルス等感染症の拡大防止を図りつつ、円滑な事業運営を推進することを目的に導入いたします。

1 つ目は、レセプト情報等個人情報を取り扱う閉鎖的なネットワークとして、保険者ネットワークを敷設しております。このネットワーク上で、システムの操作説明や保険者との協議等の必要な会議に活用して参りたいと考えております。

また、本会が主催する会議の外、保険者等間の会議にも使用できるシステムとします。

2 つ目は、「参考1」の3 ページに記載しております、インターネットによるWeb 会議環境についても整備し、保健事業支援・評価委員会等で大学教授等、外部の関係者との会議に活用してまいります。

事業計画（案）に戻っていただきまして、

「ウ 人材育成等」については、医療保険制度改革等、本会が直面する諸課題に的確に対応しつつ、引き続き、良質な保険者サービスを確保した中で、常に事

務事業の在り方を見直し、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、業務上の高い専門性をもった職員の育成に努めてまいります。

また、情勢の変化に的確に対応した事業運営に取り組むための組織等の在り方を引き続き検討してまいります。

以上で、協議事項資料1の説明を終わります。

酒井議長

協議事項1の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようですので、資料1「令和3年度兵庫県国保連合会の事業計画(案)について」に基づいて、令和3年度の事業を進めさせていただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項2「審査支払手数料等について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上、協議事項資料2「審査支払手数料等について」をお願いいたします。

説明に入ります前に、本会においては、平成29年度に平成30年度から令和2年度まで3か年の審査支払手数料等について、保険者の皆様と協議させていただきました。

この3年間において、本会の経営努力としてコスト削減に取り組んでまいりました結果、全会計でございますが、3年間で約3億5千万円のコスト削減を行い、令和3年度以降、恒常的なコスト削減額として毎年約2億円の削減となります。

こうした取組も含め、令和3年度から令和5年度の中期財政見通しを踏まえ、負担金等の見直しについて、支部代表者協議会並びに介護保険代表者協議会を各3回開催・協議し、了承をいただきました。

なお、協議結果については、別に「参考2」として配付しておりますので、後程、お目通しください。

つきましては、協議結果に基づき、令和3年度の負担金等を次のとおりとします。

「1 令和3年度負担金等(見直し分)」についてでございますが、いずれも表示単価は消費税込です。

「(1) 負担金」です。

国保データベースシステム負担金については、資料に記載しておりますとおり、被保険者一人当たり市町30円80銭、国保組合28円60銭、後期高齢者医療広域

連合 33 円 99 銭、介護保険 5 円 94 銭といたします。

現行として令和 2 年度は、繰越金を充当して市町 24 円 50 銭を 18 円に、国保組合・広域連合は 20 円 50 銭を 15 円 60 銭に据え置いております。

また、ただいま協議中ではございますが、兵庫県に対しては令和 3 年度から 135 万円のご負担をお願いしております。

「(2) 手数料関係」です。

「ア 国民健康保険事業・後期高齢者医療関係」、「(ア) 審査支払手数料」です。

いずれも算定基準は 1 件当たり、国民健康保険診療報酬は 51 円 70 銭、柔道整復施術療養費は 95 円 70 銭、その他療養費は 83 円 60 銭、後期高齢者医療は 57 円 20 銭、原爆医療、戦傷病者、石綿医療及び特定 B 型肝炎ウイルス感染者医療を除く公費負担医療及び福祉医療費は、51 円 70 銭といたします。

2 ページをお願いいたします。

「(イ) その他手数料」です。

国保情報集約システム手数料については、被保険者一人当たり市町 82 円 50 銭といたします。現行として、令和 2 年度は、繰越金を充当して 76 円としております。

保険者事務共同電算処理手数料、以下、手数料については、参考資料 3「会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」のとおりです。

「イ 介護保険事業関係」、「(ア) 審査支払手数料」については、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費及び原爆医療、石綿救済を除く公費負担医療等、いずれも 1 件当たり 51 円 70 銭といたします。

「(イ) その他手数料」及び「ウ 障害者総合支援関係」の障害共同処理業務手数料については、こちらもお手元にお配りしております参考資料 3「会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」のとおりです。

3 ページをお願いいたします。

「2 中期財政見通し」についてでございますが、「(1) 主な前提条件」、「ア 歳入」については、基本的に平成 30 年度から令和 2 年度の実績に基づき、各手数料や国庫支出金等を試算しております。

なお、令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年度の同時期と比較し、取扱件数は減少しておりますが、この影響は一時的なもののみならず、手数料の件数推計にあたっては考慮しておりません。

「イ 歳出」ですが、「(イ) 中央会負担金」は、令和 3 年度までは令和 2 年度単価で据置とされておりますが、令和 4 年度以降は未定であることから、今回の中

期財政見通しにおいては、令和2年度単価に基づき試算しております。

「(2) 収支状況」です。

一般会計及び各特別会計（業務勘定）の収支状況は、表に記載のとおりでございますが、全体として上段「収支状況」ですが、令和3年度、令和5年度においてマイナスとなっております。

内訳は、「一般会計」が令和5年度マイナス139万6千円、「診療報酬審査支払特別会計」が令和5年度マイナス1億2,228万8千円、「障害者総合支援法関係業務等特別会計」が令和3年度マイナス734万1千円、令和4年度マイナス12万6千円となっております。

なお、この収支状況には、4ページに記載しております「(4) ICT 積立資産」の積立額を含んでいますが、こちらは、歳入の積立金繰入金及び歳出の積立金を含んでおり、後程、説明いたします。

「(3) 財源が不足する会計の対応」についてです。

「ア 一般会計」の令和5年度の139万6千円の収支不足については、会員負担金の見直しを行うことにより対応いたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計」の令和5年度のマイナス1億2,228万8千円の収支不足については、積立資産の活用等により対応いたします。

「ウ 障害者総合支援法関係業務等特別会計」ですが、令和3年度734万1千円の収支不足に対しては、財政調整基金積立資産への積立額抑制により対応することとします。

この対応に伴い、令和4年度の収支不足が見込みよりさらに増大し、令和5年度以降、しばらく収支不足の状態が続く可能性があることから、令和4年度に審査支払手数料単価を現行130円から、2円程度引き上げる方向で、令和3年度に協議をお願いしたいと考えております。

4ページをお願いいたします。

「(4) ICT 積立資産」、「ア 積立状況」についてです。

ICT 積立資産は、収益事業を行っている特別会計におきまして、手数料収入額の30%を積立上限額とし、洗い替え方式の会計処理により積み立てる「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に係る費用を造成する積立資産」として、国税庁から認められたものであり、各会計の積立状況については、記載のとおりです。

特に、介護保険事業関係業務及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計については、積立額が年々増加しておりますが、次に説明いたします積立資産の活用状況により、令和4年度以降の積立額が大きく変動する可能性があります。

ICT 積立資産を活用するシステム開発等の方向性や経費などが明らかになりましたら、随時、説明を行ってまいります。

「イ 積立資産の活用等」です。

「(ア) 診療報酬審査支払特別会計・後期高齢者医療事業関係業務特別会計」については、令和4年度の診療報酬改定に係るシステム改修経費や次期国保総合システム更改経費が前回は大きく上回る可能性があり、減価償却引当資産では対応できない場合の財源として活用します。

「(イ) 介護保険事業関係業務特別会計」については、介護給付適正化等に係るシステム開発を行う財源として活用いたします。

「(ウ) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今年度、取扱件数が減少しており、令和2年度の収支状況が不透明であることから、手数料単価を据置とし、その結果生じる剰余額を ICT 積立資産への積立額として、上限額である手数料収入額の30%まで計上しました。

今年度の収支状況を踏まえ、必要であれば、令和3年度において、令和4年度以降の手数料単価の見直しを検討いたします。

5ページをお願いいたします。

「(5) 会計別財政見通し」です。

「ア 一般会計」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、歳入の上段「会員負担金」、「国保データベースシステム負担金」、「保健事業負担金」は、表の欄外に記載のとおり、収入を見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、3行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております、情報共有ネットワークプリンタ等購入など、各年度、機器更改等を予定しております。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和5年度にマイナス139万6千円となっておりますが、歳入「会員負担金」が令和3年度見込み3,730万4千円、令和5年度見込み3,319万2千円となり、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大の影響による国保被保険者数の減少に伴い、会員負担金が減少いたしますので、令和5年度に会員負担金の見直しを考えておりますので、その際は協議の程、よろしくをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、診療報酬に係る審査支払手数料や国保情

報集約システム手数料の他、療養費等審査支払手数料などの収入を見込んでいます。

審査支払手数料単価については、令和3年度から令和5年度まで、51円70銭で算定しています。今年度6月及び9月に開催いたしました支部代表者協議会においては、54円程度を見込み説明しておりましたが、後期高齢者医療制度の移行や被用者保険の適用拡大の影響により、国保のレセプト件数が減少する中、冒頭に申しあげました経費削減により、引上げ額を抑制することができたという認識でございます。

次に歳出ですが、主なものとして、3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、業務DCサーバ機器及び基幹系セキュリティ対策システム機器更改、次期国保総合システム機器更改など、各年度、予定しております。

歳出、下から2行目「中央会負担金」については、次期国保総合システム負担金の支払が、今年度、令和2年度から開始予定となっており、以降、3年間で、総額5億9,761万5千円の支払がありますので、令和3年度及び令和4年度の経費が高くなっていますが、実際は令和4年度以降の中央会負担金は、未定であり、国の検討会や規制改革会議の結論によっては、さらに負担が増える可能性がありますので、その際は再度手数料の見直しも検討する必要がある状況です。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和5年度にマイナス1億2,228万8千円となっており、この収支不足については、積立資産の活用等により対応することとします。

7ページをお願いいたします。

「ウ 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、審査支払手数料や保険者事務共同処理手数料などの収入を見込んでいます。

また、審査支払手数料単価については、経費削減に向けた取組により、2円30銭引き下げ、令和3年度から令和5年度まで、1件当たり51円70銭で算定しています。

なお、この会計は、件数の伸びに応じた歳入・歳出の見込みとなります。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和5年度にプラス1,080万5千円となっております。こちらは、先程、説明しましたICT積立資産が積立上限額の30%に達することによるものですが、今後、ICT積立資産については、介護給付適正化等に係るシステム開発の充当財源として活用しますので、令和5年度の収支については、変動する見込みです。

8ページをお願いいたします。

「エ 障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、審査支払手数料や障害共同処理業務手数料などの収入を見込んでいます。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和3年度にマイナス734万1千円となっており、この収支不足については、財政調整基金積立資産への積立額抑制により対応いたします。

この、財政調整基金積立資産への積立額抑制に伴い、令和4年度以降の収支不足が見込みよりさらに増大し、令和5年度以降、しばらく収支不足の状態が続くことも想定されるため、令和4年度に審査支払手数料単価を2円程度引き上げる方向で、令和3年度に協議をお願いしたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

「オ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」です。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和3年度から令和5年度までプラスの状態となっております。

また、先程、ご説明しましたとおり、令和2年度の収支状況を踏まえ、必要であれば、令和3年度において、令和4年度以降の手数料単価の見直しを検討いたします。

10ページをお願いいたします。

「カ 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、審査支払手数料や業務支援事務費などの収入を見込んでいます。

なお、こちらにつきましても、後期高齢者医療に係る審査支払手数料単価について、経費削減に向けた取組により、令和3年度以降の経費を圧縮できる見込みとなったことから、80銭引き下げ、令和3年度から令和5年度まで、1件当たり57円20銭で算定しています。

歳出ですが、主なものとして、3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、業務DCサーバ機器及び基幹系セキュリティ対策システム機器更改、次期国保総合システム機器更改など、各年度、予定しております。

表中の一番下「歳入歳出差引」ですが、令和3年度から令和5年度まで収支均衡となっておりますが、次期国保総合システム機器更改への負担増の可能性があるので、ICT積立金に積立ててまいります。

11ページ以降は、ただいま口頭で説明しました令和3年度に見直しを行う負担金等の積算についての詳細を記載しておりますので、後程、ご確認いただきたいと存じます。

続きまして、右上参考資料1をお願いいたします。

「令和元年度から令和2年度への繰越金の活用」について、報告いたします。

なお、令和2年度においては、ICT積立資産への積立は行わない予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による手数料等の収入状況を踏まえ、改めて検討いたします。

表の1行目、一般会計は、1,952万4千円の繰越しがありました。

この繰越金は、令和元年度の理事会等において説明いたしましたが、保健事業及び国保データベースシステムに要する経費等に充当し、令和2年度の保健事業負担金の引き下げ並びに会員負担金及びKDB負担金の単価据置に活用します。

表の2行目、診療報酬審査支払特別会計は、5,717万4千円の繰越しがありました。

この繰越金は、①消費税増税に伴う経費の増加に対する充当財源として活用、②国保情報集約システムに要する経費に充当し、令和2年度の国保情報集約システム手数料の単価据置、③令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による減収への対応に活用します。

表の3行目、介護保険事業関係業務特別会計、以下、各会計の繰越金については記載のとおりであり、いずれも、消費税増税に伴う経費の増加に対する充当財源として、活用及び令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による減収への対応に活用します。

令和元年度の決算状況については、右上参考資料2「令和元年度決算状況について」により報告しておりますので、併せてご確認ください。

また、本日、参考資料3として「令和3年度本会会員負担金、審査支払手数料等一覧表(案)」を配付させていただいておりますので、後程、ご確認願います。

以上で、協議事項資料2「審査支払手数料等について」の説明を終わります。

酒井議長

協議事項2の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようですので、資料2「審査支払手数料等について」に基づいて、令和3年度の予算編成を進めさせていただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項3「健全な財政運営の推進に向けた今後の協議等について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上、協議事項資料3「健全な財政運営の推進に向けた今後の協議

等について」をお願いいたします。

「1 今後の進め方」、「(1) 負担金関係」です。

令和3年度は据置とする会員負担金や令和4年度以降の単価を提示した保健事業負担金等についても、国における短時間労働者の被用者保険へのさらなる適用拡大に伴う国保被保険者数の減少等により、その財源を確保できない見通しとなった場合は、必要に応じ、単価見直しを検討いたします。

「(2) 審査支払手数料関係」です。

令和3年度は単価据置とする障害介護給付費及び障害児給付費審査支払手数料や令和4年度以降の単価を提示した国民健康保険診療報酬をはじめとした審査支払手数料についても、令和4年度に見直される予定の国保中央会負担金の動向、診療報酬改定に係るシステム改修経費や次期国保総合システム更改経費が前回更改時を大きく上回るなどにより、その財源を確保できない見通しとなった場合は、単価を見直すこととし、必要に応じ、令和3年度において協議を行うことといたします。

「(3) その他手数料等関係」です。

令和4年度以降、国保中央会負担金及びシステム関連経費等の増加が見込まれる場合は、中期的な財政見通しを踏まえ、手数料単価の見直しを検討いたします。

なお、今後の進め方として説明いたしましたスケジュールにつきましては、別添「スケジュール」に取りまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上で、協議事項資料3「健全な財政運営の推進に向けた今後の協議等について」の説明を終わります。

酒井議長

協議事項3の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようですので、資料3「健全な財政運営の推進に向けた今後の協議等について」に基づいて、健全な財政運営に向け進めさせていただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項4「令和3年度県予算編成に係る要望について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上、協議事項資料4「令和3年度県予算編成に係る要望について(概要)」をお願いいたします。

令和3年度県予算編成に係る要望について、次のとおり実施したいと考えております。

「1 要望実施時期」でございますが、令和2年12月上旬を予定しております。

「2 要望先」でございますが、国保医療課長、高齢政策課長でございます。

「3 要望参加者」でございますが、本会専務理事、事務局長で対応してまいります。

「4 要望事項」でございますが、(1)国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について、(2)介護保険苦情処理業務に対する財政支援について、要望内容は、後程、説明させていただきます。

次のページ「令和3年度県予算編成に係る要望書(案)」です。

1枚めくっていただきまして、「令和3年度県予算編成に係る要望」でございます。内容の方を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、原審査精度の充実強化を図るとともに、適正かつ公平な事務の遂行に努めてきている。

今後、審査の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による審査業務の効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが更に必要とされており、平成30年8月に策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を踏まえながら対応を図っているところである。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加しており、審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施を行っている。

県におかれては、このような国民健康保険事業及び介護保険事業の現状をご賢察のうえ、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和3年度予算において特段の配慮をされるよう保険者の総意をもって、ここに

強く要望する。令和2年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 酒井隆明

次に、目次がございまして、1枚めくっていただきまして、「国民健康保険事業に対する要望」でございます。

1枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」でございます。

「診療報酬の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業（福祉）補助金により、引き続き財政支援を図られたいこと。」

背景・理由としましては、「国民健康保険団体連合会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、その適正かつ健全な運営のため、県から次の補助金を受けている。」

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

最下段でございますが、「ついでには、国民健康保険診療報酬等のレセプト審査をより一層、適正かつ公平に行い、支払業務を迅速かつ的確に実施するため、引き続き財政支援を図られたい。」

次に、めくっていただきますと、「介護保険事業に対する要望」でございます。

1枚めくっていただきまして、「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な実施を維持するため、引き続き財政支援を図られたいこと。」

背景・理由としましては、「国民健康保険団体連合会は、介護保険法第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険サービス利用者の権利擁護や適切な介護保険サービスの提供を確保するため、利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行うとともに、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施している。ついでには、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図られたい。」

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、協議事項資料4の説明を終わります。

協議事項4の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

酒井議長

(な し)

酒井議長

ないようですので、資料4「令和3年度県予算編成に係る要望について」に基づいて、県への要望を進めさせていただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項「令和2年度中間監査の結果について」を事務局から説明願います。

永井事務局長

それでは、右上、報告事項資料1「令和2年度中間期における会計別歳入歳出予算執行状況」をお願いいたします。

こちらは、「一般会計」から「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の6会計について、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの上半期における歳入歳出予算執行状況を記載しております。

6会計の合計は、最下段でございますが、予算現額1兆9,840億7,931万3,000円、収入済額7,349億9,770万4,326円、支出済額7,291億407万8,294円、歳入歳出差引額58億9,362万6,032円となっております。

2ページをお願いいたします。

中間監査の報告でございます。

本会監事であります谷口丹波市長さんには、令和2年10月30日に丹波市役所におきまして、また、3ページをお願いいたします。

11月10日には、重岡歯科医師国民健康保険組合理事長さんに本会におきまして、監査を実施していただきました。

監査結果をご覧くださいますと、「令和2年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業実施状況並びに一般会計、各特別会計の歳入歳出予算執行状況及び財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」との監査結果をいただいております。

以上で、報告事項資料1の説明を終わります。

酒井議長

報告事項の説明が終わりましたが、ご意見等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようですので、これをもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。長時間にわたりご協議ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

岡田副理事長

閉会にあたりまして、加古川市長の岡田副理事長からご挨拶を申し上げます。

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

理事の皆様におかれましては、令和3年度事業計画案など協議事項4件、報告

事項1件につきまして、いずれも提案どおりご承認いただき、誠にありがとうございました。

また、事務局の皆様におかれましても、日頃から正確で効率的な事務の遂行、また、健全な財政運営等にご尽力いただいております、本当にありがとうございます。

今後とも、国等の動きを見極めるとともに、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、保険者ニーズに対応した各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第4回理事会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございました。

久保総務課長

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明



議事録署名人

岡田康裕

